



2020年12月22日

各位

会社名 住友商事株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭誠之

(コード：8053、東証第1部)

問合せ先：広報部長 平野竜一郎

(TEL. 03-6285-3100)

当社船舶トレード事業の当社完全子会社への会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年4月1日を効力発生日として、当社が営む船舶事業の一部を当社の完全子会社である住商マリン株式会社（以下「住商マリン」）に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）に関する吸収分割契約を締結することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

尚、本会社分割は、100%連結子会社を対象とする簡易吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 会社分割の目的

当社は、本会社分割により、当社の強みである船舶トレード事業を住商マリンに移管し、機能を集約した上でグループとしての更なる企業価値向上を図ります。船舶トレード事業においては、海上貿易の安定成長に伴う新規需要に加え、船舶からの温室効果ガス排出量を抑制する環境規制ルール施行に伴う既存船舶の代替需要が加速していく見通しとなっており、これら事業機会に対応し、顧客向けサービスを最大化するべく、住商マリンにおいて専門組織を組成、体制強化を推進し、お取引先様へ更なる付加価値を提供するとともに、当社グループとして更なる収益の拡大を図ります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 取締役会における吸収分割決議（当社・住商マリン） | 2020年12月22日 |
| 吸収分割契約締結（当社・住商マリン） | 2020年12月23日（予定） |
| 分割期日（効力発行日） | 2021年4月1日（予定） |

（注）本会社分割は、分割会社である当社においては、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の要件を満たし、承継会社である住商マリンにおいては、会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割の要件を満たすため、両社の株主総会の承認を得ずに行います。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、住商マリンを承継会社とする吸収分割（簡易分割）です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本会社分割は、当社の100%連結子会社である住商マリンとの間で行われるため、無対価分割とし、株式の割当て及びその他金銭等の対価の交付を行いません。

- (4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社が発行する新株予約権について、本会社分割による変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。
- (5) 会社分割により増減する資本金
本会社分割による資本金の増減はありません。
- (6) 承継会社が承継する権利義務
承継会社である住商マリンは、本会社分割に際して、船舶トレード事業を遂行する上で必要と判断される当該事業に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。
- (7) 債務履行の見込み
本会社分割において、承継会社である住商マリンが負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

| | 分割会社 (2020年3月31日現在) | 承継会社 (2020年3月31日現在) |
|-------------------|--|----------------------------|
| (1) 名称 | 住友商事株式会社 | 住商マリン株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 | 東京都千代田区神田錦町一丁目4番地3 |
| (3) 代表者の 役職・氏名 | 代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之 | 代表取締役社長 須濱 隆志 |
| (4) 事業の内容 | 総合商社 | 船舶保有会社管理、 船舶用船・運航・保守管理等 |
| (5) 資本金 | 219,613百万円 (※1) | 30百万円 |
| (6) 設立年月日 | 大正8年12月24日 | 平成8年11月12日 |
| (7) 発行済株式数 | 1,250,985,467株 (※2) | 600株 |
| (8) 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (9) 大株主及び 持株比率 | 日本マスタートラスト信託銀行 8.77% 日本トラスティ・サービス信託銀行 4.66% BNYM RE NORWEST/WELLS FARGO OMNIBUS 4.43% 住友生命保険 2.47% 日本トラスティ・サービス信託銀行 2.03% | 住友商事株式会社 100% |

(※1,2) 2020年8月14日付で譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行ったことに伴い、資本金が168百万円増加し、219,781百万円となっております。また、発行済株式の総数は268,400株増加し、1,251,253,867株となっております。

| (10)直前事業年度の財政状態及び経営成績(単位：百万円。特記しているものを除く) | | |
|---|-----------|------------|
| 会社名 | 住友商事(連結) | 住商マリン |
| 決算期 | 2020年3月期 | 2020年3月期 |
| 純資産 (親会社の所有者に帰属する持分) | 2,544,133 | 77 |
| 総資産 | 8,128,596 | 149 |
| 1株当たり純資産(円) (1株当たり親会社所有者帰属持分) | 2,036.48 | 129,075.07 |
| 売上高 | — | 372 |
| 収益 | 5,299,814 | — |
| 営業利益 | — | 22 |
| 当期純利益 (親会社の所有者に帰属する当期利益) | 171,359 | 17 |
| 1株当たり当期純利益(円) (基本的1株当たり当期利益) | 137.18 | 28,489.86 |

4. 会社分割の対象となる事業の概要

(1) 分割する事業の内容

船舶トレード事業

(2) 分割する事業の経営成績(2020年3月期)

売上高 1,328 億円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(予定)

| 資産 | | 負債 | |
|------|---|------|---|
| 流動資産 | — | 流動負債 | — |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| 合計 | — | 合計 | — |

(注) 現時点において分割する資産及び負債は生じない見込みとなっており、2. 会社分割の要旨の

(6) 承継会社が承継する権利義務に記載の権利義務のみが本会社分割により承継されます。

5. 会社分割後の当事会社の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

また、承継会社である住商マリンにおいても、名称、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありませんが、所在地については、以下の通り移転を予定しております。

移転先所在地 : 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

移転時期 : 2021年4月1日(予定)

6. 今後の見通し

本件は、完全子会社との間の取引であることから、本会社分割による当社連結決算への影響は軽微と見込まれます。

(参考) 2021年3月期通期連結業績予想(2020年11月6日公表分)及び前期連結実績

| | 親会社の所有者に 帰属する当期利益 | 基本的1株当たり 当期利益 |
|----------------------|----------------------|------------------|
| 単位 | 百万円 | 円 銭 |
| 当期業績予想 (2021年3月期) | △150,000 | △120.01 |
| 前期実績 (2020年3月期) | 171,359 | 137.18 |

(注) 将来情報に関するご注意

当社の経営目標及びその他の将来予測に関する開示内容は、将来の事象についての現時点における仮定及び予想並びに当社が現時点で入手している情報に基づいているため、今後の四囲の状況等により変化を余儀なくされるものであり、これらの目標や予想の達成及び将来の業績を保証するものではありません。したがって、これらの情報に全面的に依拠されることは控えられ、また、当社がこれらの情報を逐次改訂する義務を負うものではないことをご認識いただくようお願い申し上げます。

以上